

北本市と株式会社モンベルとの連携協力による
まちづくり推進に関する協定書

北本市（以下、「甲」という。）と株式会社モンベル（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と市民生活の質の向上に資するため、以下のとおりまちづくりの推進に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携のもと、アウトドア活動等の促進により、社会が直面する課題に対応し、市内地域の活性化及び市民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること
- （2）子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること
- （3）自然体験の促進による健康増進に関すること
- （4）防災意識と災害対応力の向上に関すること
- （5）地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること
- （6）農林水産業の活性化に関すること
- （7）高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること

2 連携・協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。

3 乙は、本条に定める事項を、効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、法令に基づく場合又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。本協定の有効期間終了後においても、同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月7日

埼玉県北本市本町1丁目111番地
甲 北本市
北本市長 三 宮 幸 雄

大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
乙 株式会社モンベル
代表取締役会長 辰 野 勇